

2 簡易専用水道検査

1 概要

1] 目的

市や町の水道水を受水槽と呼ばれる飲料用水槽に受けて使用する簡易専用水道及び小規模貯水槽水道について、設置者が実施している日々の管理状況を検査し、飲料水の安全を確保する。

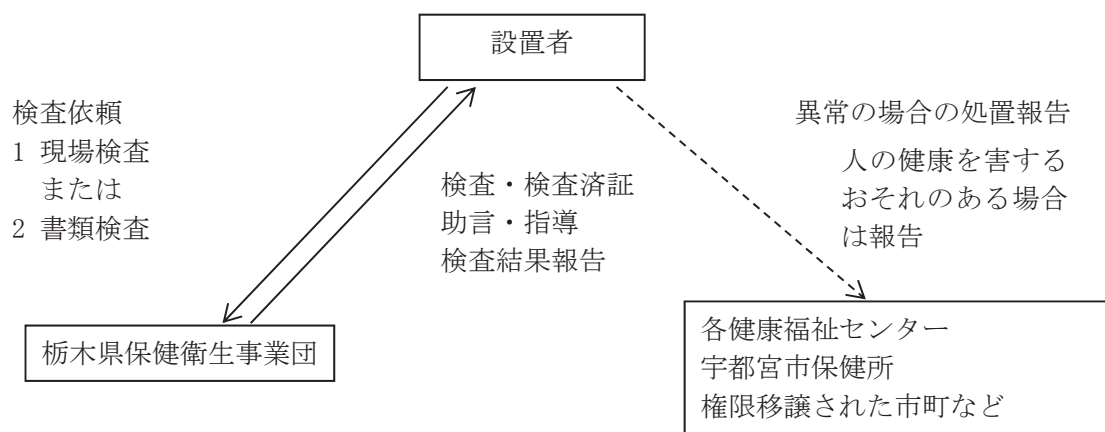
2] 対象

学校や共同住宅、ビルなどに設置される受水槽の有効容量が10m³を超える施設（現場検査）、及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)の適用がある施設（書類検査）。受水槽の有効容量が10m³を以下の施設（小規模貯水槽水道）及び井戸水を受水槽に受けている施設についても依頼に基づき簡易専用水道検査に準じて検査を実施。

3] 登録検査機関

水道法第34条の2第2項に基づく厚生労働大臣登録検査機関（登録番号第41号）

4] 検査システム



5] 検査方法

(1) 現場検査

1) 書類の整理等に関する検査

給水設備の図面（配管系統図や周辺構造物の配置図）確認、水槽の清掃記録・水槽点検記録・水質検査記録の実施状況確認、検査結果書の保存状況確認

2) 施設検査

受水槽や高置水槽及びその周辺の管理状況確認

3) 水質検査

残留塩素、臭気、味、色及び色度・濁度、pH値

(2) ビル管理対象施設における書類検査

当該施設の管理担当者がビル管理技術者の意見に基づき記入した「簡易専用水道施設管理状況報告書」の内容を確認し、実施した。

2 実施状況

1] 実施状況

表1 実施件数

	実施件数
現場検査	1,338
書類検査	143

図1 検査件数の年次推移

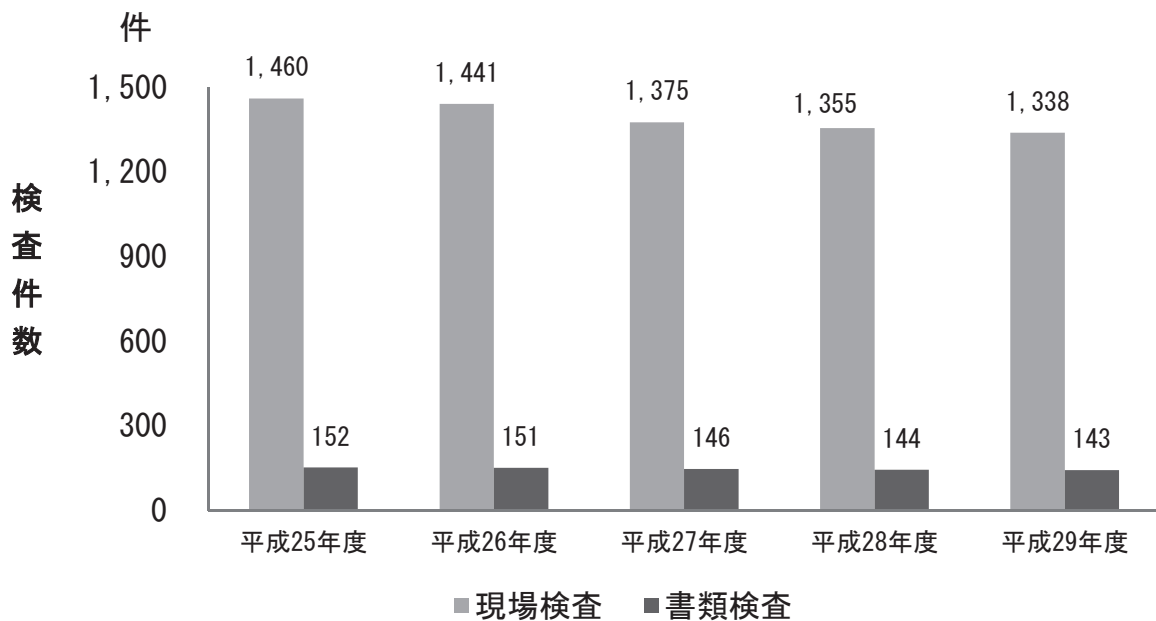
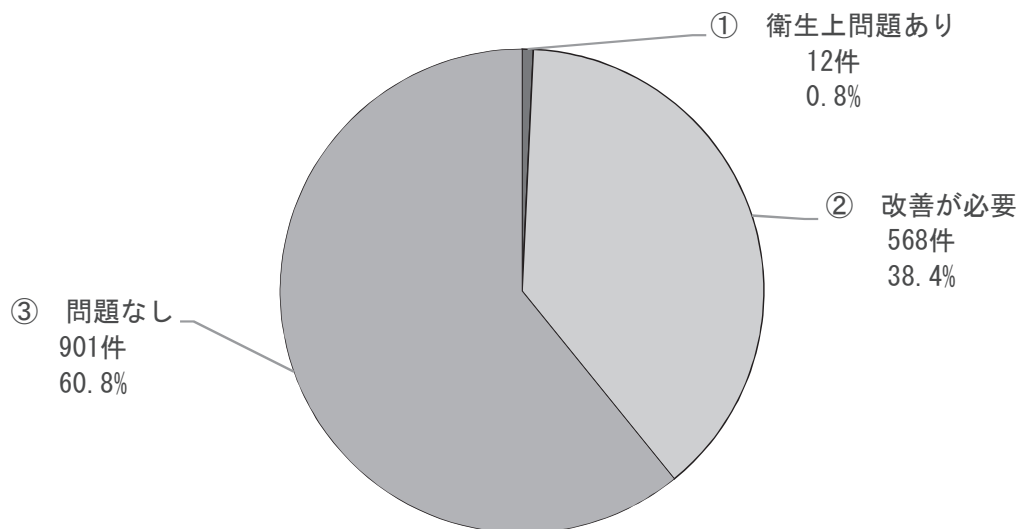


表2 現場検査における受水槽の規模別実施状況

	V:受水槽の有効容量 (m ³)	検査実施施設数	規模比率
小規模貯水槽水道	0 < V ≤ 5	18	1.3
	5 < V ≤ 10	84	6.3
簡易専用水道	10 < V ≤ 20	573	42.8
	20 < V ≤ 40	476	35.6
	40 < V ≤ 60	116	8.7
	60 < V ≤ 80	26	1.9
	80 < V ≤ 100	17	1.3
	100 < V	28	2.1
総数		1,338	100.0

2] 現場検査とビル管理対象施設における書類検査と合わせた総合判定

図2 指摘内容による総合判定（検査件数：1,481件）



3] 現場検査における不適について

表3 書類の整理等に関する検査

	不適件数
設備の配置及び系統図	69
受水槽周辺の構造物の配置図	51
水槽の掃除の記録	7
水槽の管理点検の記録	224
結果書の保存	15
残留塩素等の記録	131

表4 水質検査

	不適件数
臭 気	0
味	1
色	0
色 度	1
濁 度	1
残留塩素	6
pH値	0

表5 施設の外観検査

検査事項	判定基準	不適件数	
		受水槽	高置水槽
水槽周囲 の状態	1 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されている。	4	2
	2 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていない。	37	5
	3 たまり水、湧水等がない。	11	5
水槽本体 の状態	4 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状である。	0	25
	5 亀裂、漏水箇所がない。	43	20
	6 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がない。	14	6
	7 水位電極部、揚水管等の接合部は固定され防水密閉されている。	2	2
水槽上部 の状態	8 たまり水ができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していない。	37	13
	9 水槽のフタの直接上部には、他の設備機器等が置かれていない。	0	0
	10 上床盤の直接上部には、水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていない。	8	0
水槽内部 の状態	11 汚泥、赤さび等の沈積物が異常に存在していない。	0	1
	12 槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在していない。	93	35
	13 掃除が定期的に行われていることが、明らかである。	11	4
	14 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていない。	20	42
	15 当該施設以外の配管設備が設置されていない。	6	1
	16 受入口と揚水口が近接していない。	11	2
	17 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められない。	4	0
マンホール の状態	18 フタが防水密閉型のものである。	51	33
	19 ほこり、その他衛生上有害なものが入らないものである。	52	35
	20 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものである。	9	2
	21 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。	3	0
オーバー フロー管 の状態	22 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にある。	2	1
	23 管端部の防虫網が確認でき正常である。	11	18
	24 防虫網の網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものである。	0	1
	25 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていない。	3	0
	26 管端部と排水管の流入口の間隔は逆流防止に十分な距離である。	11	0
通気管 の状態	27 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態である。	3	4
	28 管端部の防虫網が確認でき正常である。	37	79
	29 防虫網の網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものである。	1	3
	30 通気管として十分な有効断面積を有するものである。	0	0
水抜管 の状態	31 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていない。	7	0
	32 管端部と排水管の流入口の間隔は逆流防止に十分な距離である。	24	0
給水管等 の状態	33 当該施設以外の配管設備と直接連結されていない。		0
	34 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していない。		0

4] 保健所報告（衛生上問題のあった施設）

表6 保健所報告件数及び内容

No.	報告要件 番号	詳 細	指摘場所		
			受水槽	高置水槽	給水栓
1	(6)	清掃未実施	○		
2	(4)	水槽内部に植物根が侵入	○		
3	(2)	ダニの死骸が水面に浮遊	○		
4	(3)	給水末端での残留塩素不検出			○
5	(3)	給水末端での残留塩素不検出			○
	(5)	水槽上部、マンホール立ち上げ部の亀裂	○		
6	(3)	給水末端での残留塩素不検出			○
7	(6)	清掃未実施	○	○	
8	(6)	清掃未実施	○		
9	(5)	通気管の笠なし		○	
10	(6)	清掃未実施	○	○	
11	(6)	清掃未実施	○		
12	(5)	通気管の笠なし		○	

付表 厚生労働省告示第262号による水の供給について特に衛生上問題のある場合

報告要件番号	内 容
(1)	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
(2)	水槽内に動物等の死骸がある場合
(3)	給水栓における水質の検出において、異常が認められる場合
(4)	水槽の上部が清潔に保たれず、又は、マンホール面が槽上面から、衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
(5)	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
(6)	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合